

第十六回国会  
衆議院

厚生委員會議録第五号

昭和二十八年六月二十三日(火曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

- 委員長 小島 徹三君
- 理事青柳 一郎君 理事中川源一郎君
- 理事古屋 菊男君 理事長谷川 保君
- 理事堀 ツルヨ君 理事中川 俊思君
- 越智 茂君 加藤鏡五郎君
- 助川 良平君 田中 元君
- 降旗 徳弥君 安井 大吉君
- 山口六郎次君 中野 四郎君
- 山下 春江君 萩元たけ子君
- 柳田 秀一君 岡 良一君
- 有田 八郎君

出席政府委員

- 厚生政務次官 中山 マサ君
- 厚生事務官 (保険局長) 久下 勝次君
- 厚生技官(公衆衛生局長) 楠木 正康君
- 衆衛生局長
- 衛生部長

- 委員外の出席者
- 厚生技官(公衆衛生局長) 阿曾村千春君
- 生局環境衛生部乳肉衛生課長
- 専門員 川井 章知君
- 専門員 引地亮太郎君
- 専門員 山本 正世君

六月二十三日

委員長正路君辞任につき、その補欠として岡良一君が議長の名で委員に選任された。

六月二十日

日雇労働者健康保険法案(内閣提出第六〇号)

日雇労働者健康保険法案(八木一男君外十名提出、衆法第六号)

同月二十二日

船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)

同月二十日

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願(荒船清十郎君紹介)(第二〇一号)

同月二十二日

新公園法制定に関する陳情書(大分市長上田保)(第三六七号)

同月二十二日

食肉加工業対策に関する陳情書(社団法人日本食肉加工協合理事長保谷千代松)(第三三八号)

同月二十二日

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

と畜場法案(内閣提出第一七号)

健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)

○小島委員長 これより会議を開きます。

まず健康保険法の一部を改正する法律案、厚生年金保険法の一部を改正する法律案、船員保険法の一部を改正する法律案、以上三法案を一括して議題とし、審議に入ります。まず中山厚生

政務次官より提案趣旨の説明を聴取し、たいと存じます。中山政務次官。

健康保険法の一部を改正する法律案

健康保険法の一部を改正する法律

健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 標準報酬ハ被保険者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

| 標準報酬ノ等級 | 標準報酬    |      | 報酬月額               |
|---------|---------|------|--------------------|
|         | 月額      | 日額   |                    |
| 第一級     | 三、〇〇〇円  | 一〇〇円 | 三、五〇〇円未満           |
| 第二級     | 四、〇〇〇円  | 一三〇円 | 三、五〇〇円以上四、五〇〇円未満   |
| 第三級     | 五、〇〇〇円  | 一七〇円 | 四、五〇〇円以上五、五〇〇円未満   |
| 第四級     | 六、〇〇〇円  | 二〇〇円 | 五、五〇〇円以上六、五〇〇円未満   |
| 第五級     | 七、〇〇〇円  | 二三〇円 | 六、五〇〇円以上七、五〇〇円未満   |
| 第六級     | 八、〇〇〇円  | 二七〇円 | 七、五〇〇円以上八、五〇〇円未満   |
| 第七級     | 九、〇〇〇円  | 三〇〇円 | 八、五〇〇円以上九、五〇〇円未満   |
| 第八級     | 一〇、〇〇〇円 | 三三〇円 | 九、五〇〇円以上一一、〇〇〇円未満  |
| 第九級     | 一一、〇〇〇円 | 四〇〇円 | 一一、〇〇〇円以上一三、〇〇〇円未満 |
| 第一〇級    | 一四、〇〇〇円 | 四七〇円 | 一三、〇〇〇円以上一五、〇〇〇円未満 |
| 第一一級    | 一六、〇〇〇円 | 五三〇円 | 一五、〇〇〇円以上一七、〇〇〇円未満 |
| 第一二級    | 一八、〇〇〇円 | 六〇〇円 | 一七、〇〇〇円以上一九、〇〇〇円未満 |

第一類第八号

厚生委員會議録第五号

昭和二十八年六月二十三日

|      |         |        |                    |
|------|---------|--------|--------------------|
| 第一三級 | 二〇、〇〇〇円 | 六七〇円   | 一九、〇〇〇円以上二一、〇〇〇円未満 |
| 第一四級 | 二二、〇〇〇円 | 七三〇円   | 二二、〇〇〇円以上二三、〇〇〇円未満 |
| 第一五級 | 二四、〇〇〇円 | 八〇〇円   | 二三、〇〇〇円以上二五、〇〇〇円未満 |
| 第一六級 | 二六、〇〇〇円 | 八七〇円   | 二五、〇〇〇円以上二七、〇〇〇円未満 |
| 第一七級 | 二八、〇〇〇円 | 九三〇円   | 二七、〇〇〇円以上二九、〇〇〇円未満 |
| 第一八級 | 三〇、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円以上三一、五〇〇円未満 |
| 第一九級 | 三三、〇〇〇円 | 一、一〇〇円 | 三一、五〇〇円以上三四、五〇〇円未満 |
| 第二〇級 | 三六、〇〇〇円 | 一、二〇〇円 | 三四、五〇〇円以上          |

標準報酬ハ毎年八月一日現ニ使用セラルル事業所又ハ事務所(以下単ニ事業所ト称ス)ニ於テ同日前三月間(其ノ事業所ニ於テ継続シテ使用セラレタル期間ニ限ルモノトシ且報酬支払ノ基礎ト為リタル日数二十日未満ノ月アリタルキハ其ノ月ヲ除ク)ニ受ケタル報酬ノ総額ヲ其ノ期間ノ月数ヲ以テ除シテ得タル額ヲ報酬月額トシテ保険者之ヲ決定シ其ノ標準報酬ハ其ノ年ノ十月一日ヨリ翌年九月三十日迄ノ標準報酬トス

被保険者ノ資格ヲ取得シタル際ニ於ケル標準報酬ハ前項ノ規定ニ拘ラズ左ノ各号ニ規定スル額ヲ報酬月額トシテ保険者之ヲ決定シ其ノ標準報酬ハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ヨリ其ノ年ノ九月三十日迄

ノ間ニ被保険者ノ資格ヲ取得シタル者ニ付テハ翌年九月三十日迄ノ標準報酬トス

一 月、週其ノ他一定期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ於ケル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ総日数ヲ以テ除シテ得タル額ノ三十倍ニ相当スル額

二 日、時間、稼高又ハ請負ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ノ属スル月前一月間ニ現ニ使用セラルル事業ニ於テ同様ノ業務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ノ報酬ノ額ヲ平均シタル額

三 前二号ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日前一月間ニ其ノ地方ニ於テ同様ノ業務ニ従事シ

同様ノ報酬ヲ受クル者ガ受ケタル報酬ノ額

四 前各号ノ二以上ニ該当スル報酬ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各号ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

前二項ノ規定ニ依リ標準報酬ノ定マリタル被保険者ニ付現ニ使用セラルル事業所ニ於テ継続シタル三ヶ月間(各月ニ於テ報酬支払ノ基礎ト為リタル日数二十日以上ナルコトヲ要ス)ニ受ケタル報酬ノ総額ヲ其ノ月数ヲ以テ除シテ得タル額ガ其ノ標準報酬ノ基礎ト為リタル報酬月額ニ比シ著シク高低ヲ生ジタル場合ニ於テ保険者必要アリト認ムルトキハ其ノ額ヲ報酬月額トシテ其ノ著シク高低ヲ生ジタル月ノ翌ヨリ標準報酬ヲ改定スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ改正セラレタル標準報酬ハ其ノ年ノ九月三十日(八月ヨリ十二月迄ノ何レカノ月ヨリ改正セラレタルモノニ付テハ翌年九月三十日)迄ノ標準報酬トス

七月一日ヨリ八月一日迄ノ間ニ被保険者ノ資格ヲ取得シタル者ニ付テハ其ノ年ニ限り第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ八月ヨリ十月迄ノ何レカノ月ヨリ標準報酬ヲ改正セラレ又ハ改定セラレベキ被保険者ニ付亦同シ

被保険者ノ報酬月額ガ第二項若ハ第三項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ第二項乃至第四項ノ規定ニ依リテ算定シタル額ガ著シク不当ナルトキハ之等ノ規定ニ拘ラズ保険者ニ於テ之ヲ算定ス

保険者ガ健康保険組合ナル場合ニ於テハ前項ノ算定方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ

同時ニ二以上の事業所ニ於テ報酬ヲ受クル者ニ付報酬月額ヲ定ムル場合ニ於テハ各事業所ニ付第二項乃至第四項又ハ第七項ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額ヲ以テ其ノ報酬月額トス

第二十条ノ規定ニ依リ被保険者ノ標準報酬ニ付テハ前各項ノ規定ニ拘ラズ引続キ従前ノモノニ依ル第三号ノ二を削る。

第十三条中「事業所(事務所ヲ含ム以下同シ)又ハ事務所」を「事業所」に改め、同条第一号に次のように加ふる。

(イ) 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又ハ其ノ準備ノ事業

- 附則
- この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。但し、第五十七条ノ三ノ改正規定及び附則第五項ノ規定は、同年十一月一日から施行する。
  - 昭和二十八年九月一日前に被保険者ノ資格ヲ取得シテ同年九月一日まで引き続いて被保険者ノ資格のある者については、その者が同年九月一日に被保険者ノ資格ヲ取得したものとみなして、改正後の第三条第三項ノ規定を適用する。
  - 前項ノ規定に該当する者及び昭和二十八年九月一日から同年十月三十一日までの間に第十三条第一号(イ)から(ウ)まで若しくは第二号又は第十五条ノ規定によつて被保険者ノ資格ヲ取得した者の同年十月三十一日までの標準報酬については、第三条ノ改正規定及び前項ノ規定にかかわらず、なお従前ノ例による。
  - 昭和二十八年九月一日から同年十月三十一日までの間に改正後の第十三条第一号(イ)から(ウ)までの規定によつて被保険者ノ資格ヲ取得した者は、保険給付及び費用ノ負

担に関する規定の適用については、同年十月三十一日までの間は、被保険者とならなかつたものとみなす。

5 被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者若しくは被扶養者であつた者の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病であつて、療養の給付又は家族療養費の支給の開始の日から起算して昭和二十八年十一月一日前に二年を経過したものに關する保険給付の支給については、第五十七条ノ三の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

| 標準報酬等級 | 標準報酬月額 | 報酬月額             |
|--------|--------|------------------|
| 第一級    | 三、〇〇〇円 | 三、五〇〇円未満         |
| 第二級    | 四、〇〇〇円 | 三、五〇〇円以上四、五〇〇円未満 |
| 第三級    | 五、〇〇〇円 | 四、五〇〇円以上五、五〇〇円未満 |
| 第四級    | 六、〇〇〇円 | 五、五〇〇円以上六、五〇〇円未満 |
| 第五級    | 七、〇〇〇円 | 六、五〇〇円以上七、五〇〇円未満 |
| 第六級    | 八、〇〇〇円 | 七、五〇〇円以上         |

標準報酬ハ毎年八月一日現ニ使用セラルル事業所又ハ事務所(以下単ニ事業所ト称ス)ニ於テ同日前三月間(其ノ事業所ニ於テ継続シテ使用セラレタル期間ニ限ルモノトシ且報酬支払ノ基礎ト為リタル日数二十日未満ノアリタルトキハ其ノ月ヲ除ク)ニ受ケタル報酬ノ總額ヲ其ノ期間ノ月数ヲ以テ除シテ得タル額ヲ報酬月額トシテ行政ノ決定シ其ノ標準報酬ハ其ノ年ノ十月一日ヨリ翌年九月三十

厚生年金保険法の一部を改正する法律案  
 厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)の一部を次のように改正する。  
 第四条を次のように改める。  
 第四条 標準報酬ハ被保険者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リテ之ヲ定ム

報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ於ケル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ總日数ヲ以テ除シテ得タル額ノ三十倍ニ相当スル額  
 二 日、時間、稼高又ハ請負ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ノ属スル月前一月間ニ現ニ使用セラレタル事業ニ於テ同様ノ業務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受ケル者ノ報酬ノ額ヲ平均シタル額  
 三 前二号ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日前一月間ニ其ノ地方ニ於テ同様ノ業務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受ケル者ガ受ケタル報酬ノ額  
 四 前各号ノ二以上ニ該当スル報酬ヲ受ケル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各号ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額  
 前二項ノ規定ニ依リ標準報酬ノ定マリタル被保険者ニ付現ニ使用セラレタル事業所ニ於テ継続シタル三月間(各月ニ於テ報酬支払ノ基礎ト為リタル日数二十日以上ナルコトヲ要ス)ニ受ケタル報酬ノ總額ヲ其ノ月数ヲ以テ除シテ得タル額ガ其ノ標準報酬ノ基礎ト為リタル報酬月額ニ比シ著シク高低ヲ生ジタル場合ニ於テ行政ノ必要アリト認ムルトキハ其ノ額ヲ報酬月額トシテ其ノ著シク高低ヲ生ジタル月ノ翌月ヨリ標準報酬ヲ改正スルコトヲ得  
 前項ノ規定ニ依リ改正セラレタル標準報酬ハ其ノ年ノ九月三十日(八月ヨリ十二月迄ノ何レカノ月

ヨリ改正セラレタルモノニ付テハ翌年九月三十日)迄ノ標準報酬トス  
 七月一日ヨリ八月一日迄ノ間ニ被保険者ノ資格ヲ取得シタル者ニ付テハ其ノ年ニ限り第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ八月ヨリ十月迄ノ何レカノ月ヨリ標準報酬ヲ改正セラレ又ハ改正セラレバキ被保険者ニ付亦同ジ  
 被保険者ノ報酬月額ガ第二項若ハ第三項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ第二項乃至第四項ノ規定ニ依リ算定シタル額ガ著シク不当ナルトキハ之等ノ規定ニ拘ラズ行政ノ於テ之ヲ算定ス  
 同時ニ二以上ノ事業所ニ於テ報酬ヲ受ケル者ニ付報酬月額ヲ定ムル場合ニ於テハ各事業所ニ付第二項乃至第四項又ハ前項ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額ヲ以テ其ノ者ノ報酬月額トス  
 第二十二條ノ規定ニ依ル被保険者ノ標準報酬ハ前各項ノ規定ニ拘ラズ引続キ従前ノモノニ依リ但シ行政ノ其ノ者ノ申請アリタルトキハ其ノ申請ニ依リ其ノ者ノ標準報酬月額ヲ其ノ額ヨリ低額ノ標準報酬月額ニ改正ス  
 前項但書ノ標準報酬ハ之ヲ改正シタル日ノ属スル月ノ翌月(改正シタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月)ヨリノ標準報酬トス  
 第四條ノ二を削る。  
 第十六條中「事業所(事務所含ム)」を「事業所」に改め、同條第一号に次のように加える。  
 (イ) 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、変

更、破壊、解体又ハ其ノ準備ノ事業  
 (ロ) 教育、研究又ハ調査ノ事業  
 (ハ) 疾病ノ治療、助産其ノ他医療ノ事業  
 (ニ) 通信又ハ報道ノ事業  
 (ホ) 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)ニ定ムル社会福祉事業及更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)ニ定ムル更生保護事業  
 第十六條ノ二第一号(中)「(イ)乃至(ロ)乃至(ハ)乃至(ニ)乃至(ホ)乃至(ニ)」に改める。  
 第三十六條第一項中「二年内以内」を「三年以内」に改める。  
 附則  
 1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。但し、第三十六條第一項の改正規定並びに附則第五項及び附則第六項の規定は、同年十一月一日から施行する。  
 2 昭和二十八年九月一日前に被保険者の資格を取得して同年九月一日まで引き続き被保険者の資格のある者については、その者が同年九月一日に被保険者の資格を取得したものとみなして、改正後の第四條第三項の規定を適用する。  
 3 前項の規定に該当する者及び昭和二十八年九月一日から同年十月三十一日までの間に第十六條第一号(イ)から(ロ)まで若しくは第二号、第十六條ノ三又は第十七條の規定によつて被保険者の資格を取得した者の同年十月三十一日までの標準報酬については、第四條の改正規定及び前項の規定にかかわらず

4 昭和三十二年九月一日から同年十月三十一日までの間に改正後の第十六条第一号(イ)から(ロ)までの規定によつて被保険者の資格を取得した者は、保険給付及び費用の負担に関する規定の適用については、同年十月三十一日までの間は、被保険者とならなかつたものとみなす。

5 昭和二十八年十一月一日前に第二十二條の規定によつて被保険者の資格を取得し、同年十一月一日まで引き続いて同条の規定による被保険者の資格のある者の標準報酬については、改正後の第四條第九項の規定にかかわらず、同年十一月一日において、従前のその者の標準報酬月額を同条第一項の規定による報酬月額とみなして改定する。

6 被保険者又は被保険者であつた者の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病であつて、その疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき医師又は歯科医師の診療を受けた日(健康保険の被保険者たる被保険者にあつては、健康保険法による療養の給付を受けた日)から起算して、昭和二十八年十一月一日前に二年を経過したものに關する保険給付の支給については、第三十六條第一項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

船員保険法の一部を改正する法律  
船員保険法の一部を改正する法律

船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正す。

第三十一条第二号中「二年」を「三年」に改める。  
第四十條第一項及び第四十二條ノ第三項中「二年以内」を「三年以内」に改める。

附則  
1 この法律は、昭和二十八年十一月一日から施行する。

2 被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者若しくは被扶養者であつた者の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病であつて、療養の給付又は家族療養費の支給の開始の日から起算してこの法律の施行前に二年を経過したものに關する保険給付の支給については、第三十一条、第四十條第一項及び第四十二條ノ第三項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

○中山政府委員 ただいま上程されました健康保険法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を説明申し上げます。

健康保険事業は、創設以来今日まで二十六年の間、種々の悪条件を克服して、よく発展の道をたどつて参りましたが、特に終戦後は著しい普及率を示し、社会保険の中核として労働者の生活安定に、ますます大きな役割を果しつつあるものであります。しかしながら、いまだ本制度の適用を受けない者もまた相当の數に上つておりまして、本制度の拡充に対する要望はきわめて強く、また他面においては、最近の社会的、経済的情勢の推移に應ずる必要が

ありますので、ここに次のような諸点について、法律改正をいたしたいと存するのであります。

まず改正の第一点は、現行の適用範囲を拡大し、新たに、土木、建築、教育、研究、調査、医療、通信、報道、社会福祉及び更生緊急保護の事業を適用事業とすること。

第二点は、標準報酬を現行最低二千元から最高二万四千元までの十九等級を改め、三千元から三万六千円の二十等級とするともに、標準報酬の決定を定時に行うこと。

第三点は、療養の給付期間を現行二年から三年に延長することでありまして、以上、改正法案の内容のあらましを説明申し上げた次第でございます。

次に厚生年金保険法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

厚生年金保険におきましては、最近の社会的経済的情勢の推移にかんがみまして、健康保険法と同様に、強制適用の範囲を土木、建築、教育、研究、調査、疾病の治療、助産その他医療及び社会福祉等の事業にまで拡張いたしまするとともに、事務的簡素化をはかるとともに、標準報酬は毎年一回定期に決定することにしたしたいと存じます。また、本法の障害給付の既認定期は、健康保険法による療養の給付期間満了のときとなつておりますが、今回同法の療養の給付期間を三年に延長することに改正したいと存じますので、これに伴ひまして、所要の改正をいたしたいと存じます。

する法律案を今国会に提案した理由でございます。

次に船員保険法の一部を改正する法律案を審議せられるにあたりまして、本法案の提案理由を説明申し上げます。

今回の改正は、船員保険制度の拡充をはかるため、療養の給付、傷病手当金及び家族療養費につきまして、その支給期間を一年延長して、療養の給付または家族療養費の支給の開始の日以後三年を限度とすることともに、これに關連して廃疾の認定の時期等について所要の調整を行い、もつて被保険者の福祉を増進することとしたのであります。

以上が船員保険法の一部を改正する法律案を今国会に提出した理由であります。何とぞすみやかに御審議の上、可決されますようお願い申し上げます。

○小島委員 次に質疑に入ることになるのでありますが、この三法案は付託になつたばかりでありますので、質疑は次会に譲ることにしたしたいと存じます。

○小島委員長 次に、畜場法案を議題とし、質疑を続行いたします。長谷川保君。

○長谷川(保)委員 第八条に屠畜場の使用料及び屠殺解体料についてのこと、が書かれておりますが、その額はどれくらいに押えているのでありますでしょうか。一応の押えがおりますならばお知らせいただきたい。

○阿曾村説明員 お答え申し上げます。屠場の使用料及び屠殺解体料につきましては、従来は法律にはありませ

んで、省令に都道府県知事の認可制になつておつたわけでございますけれども、現在は失効いたしておりますので、自由になつておる關係上、非常に高低がございます。それで今後これが認可制になりますれば、これは都道府県知事の裁量でございますけれども、まず全国平均をしてみまして、最高のものを考えまして、大体五百円程度という線で押えたいというふうに考えております。

○長谷川(保)委員 今のは使用料でしょうか、解体料でしょうか。

○阿曾村説明員 使用料が最高五百円、それから屠殺解体料が最高五百円というふうに押えております。

○長谷川(保)委員 それも、大家畜も、小家畜もあるのですが、その獸畜の種類によつてかわつておるのでありますでしょうか。その点を……。

○阿曾村説明員 ただいま申し上げましたのは、大動物の最高価格でありまして、従ひまして豚とか、山羊等の種類によりまして、ただいま申し上げた数字は、豚あたりはその半額、山羊あたりになるとさらにその半額というふうに押えたいと思ひます。

○長谷川(保)委員 この屠殺の手数料が食肉の値段に入られるというところから、一般食肉業者からは屠殺手数料の値下げ運動があるようでありまして、すけれども、現在大体たたいまおつしやいましたような金額でやられておるのでありますでしょうか。今後こうなるというのでありますでしょうか。今後こうであるとするれば現在の値段はどのくらい慣習上行われておりますか。

○阿曾村説明員 ただいま屠場使用料におきましては、千円が最高になつ

ております。それから屠殺解体料が最高は千五百円になつております。従いまして今後におきましては、そういう千円であるとかあるいは千五百円というようなものには押えまして、現在の最高よりもずっと安くしたいというふうな考へておるのでございます。

○長谷川(保)委員 このところは非常にむずかしいところだと思つたのです。あまり安くすると屠殺業者の方が生活に困る、またその業者の特殊な事情もありまして、そこが非常に問題だと思つたのですが、これだけ下げまして職業として成り立つて参りますお見通しでしょうか。

○阿曾村説明員 従来の千円ないし千五百円と申しますのは、きわめて例外的な場合でございまして、平均いたしますと大体五百円ないし六百円程度になつておると思われますので、従来よりは多少の値下りはございまして、けれども、それによる生活というものは、今後の屠殺頭数の増加によりまして補われて行くのではないかと、いふふうな考へております。

○小島委員長 他に御質疑はございせんか。——他に御質疑もないようでございますから、本案の質疑は終了したものと認めるに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○小島委員長 御異議もないようでございますから、本案の質疑は終了したものと認めます。

次に本案の討論に入ります。中川源一郎君。

○中川(源)委員 屠畜場の法案でございしますが、これにつきましても、何分小さな屠場が各地に多数できると見

なければならぬ。もちろんそういう場合には検査の不十分というようなことがあるやもしれないというおそれがあるから、そういう場合には十分注意をして、そして検査を十分に行うよう、いやしくも健康上妨げにならないような検査を行わないように、十分注意をするという条件をつけて賛成すべきであると思つて、自由党を代表して賛成いたします。

○小島委員長 古屋菊男君。

○古屋(菊)委員 政進党を代表してこの法案に賛成いたしますが、この法案によつて、何分にも屠畜が簡易化されて、一般の食肉の確保のためにけつて、一般の食肉の確保のためにけつて、環境衛生に注意を払つていたきたい、こういう附帯条件をつけ加えて賛成いたします。

○小島委員長 長谷川保君。

○長谷川(保)委員 日本社会党を代表して、と畜場法案について希望条件をつけまして賛成せんとするものであります。

まず第一に、本法律によりまして相当大きな影響をこうむるのではないかと思われますものに、いわゆる部落の問題がございまして、今日まで長い間かかりまして、いわゆる部落の環境改善等に官民ともに努力して参つたのであります。この簡易屠場が普及するといふ意味が、不幸にして部落の周辺に簡易屠場がたたくさんできるといふことになりまして、そこに大きな環境衛生上、風教上の問題が出て来ると思つて、従いまして第四条の設置場所につきましても許可等につきまして

は、十分御留意をいたさしまして、いわゆる部落の解放、改善のためにこれが妨げにならないように十分御留意をいたさなければならぬと思つております。

第二の問題は、合理的な屠殺料、解体料、屠場の使用料の算出の問題であります。それらの使用料あるいは屠殺料、解体料が安ければ、当然食肉の値段も下つて参る、ということは一般的には非常によいことになりませんが、同時に屠殺業者の生活の脅威ということになりましては困るのであります。これらの点につきまして十分合理的な料金を算出するように、当局におきまして指導せられまうように希望いたします。

第三は、食肉衛生の見地からであります。と、かく今日までの屠場の現状というものは、この点が非常にルーズになっておられます。どうもそこに相当不正が行われて、食肉衛生上好まぬものを何とかまかして通すとか、病畜を押し通すとかいふ点もございまして、その点民間の獣医諸君を動員いたしましてなされるというふうなお話でございしますが、その点相當に嚴重に御監督なさらないと、食肉衛生上非常に困る問題が起りはしないかと思つて、その点につきまして当局の十分な御監督、御指導を願うものであります。

以上三点を希望いたします。日本社会党は日本全体の、ことに農村の食料改善のために、また有畜農家の利益のため、一般国民の食料改善のために本案に賛成いたします。

○小島委員長 堤ツルヨ君。  
○堤(ツ)委員 私は社会党を代表いた

しまして、と畜場法案に賛成するものであります。ただいま長谷川委員がおつしやいましたように、政府当局に嚴重に衛生面から入つた監督をしていただかなければならぬ問題がふえると思つております。どういたしまして、でも多数多過ぎて、そうして目が届かないというふうな結果が出て来るのでは、都道府県に十分な指令を出されまして、緊密な連繫のものにわがわが食肉が横行するようにならぬようにしていただきたい。

それからもう一つは、やはりこれも使用料の問題であります。決してこれが高かかつてはならないということでございます。これを業とする方々が、この使用料なり解体料のため、その料金を一般大衆の負担にかけて、そうしてどん／＼値上りして行くような結果になつてはならない。でありますから、各都道府県について全国的に合理的な料金をひとつ検討されて、むらぬようにされたいということをお願ひをしておきたいと思つて、想像以上に農村におきましては環境衛生知識というものはなほ低調であります。私はどの程度までこれがほんとうに理想的な簡易屠場の目的を達せるかどうかということに懸念を持つものでございまして、ことに先ほど長谷川委員から力説されましたように、特殊部落の問題につきましても、われ／＼この委員会におきましても、前国会において特別委員会を設置してこれが検討を進め、政府のお強い施策を望んで来たのでございしますが、簡易屠場が周辺にたたくさんできるといふことによつて、せつかく高まつて参り

ましたところの生活改善の面に悪影響を及ぼすようなことがあつてはならないといふことを、非常に痛感するものでございまして、非常に痛感するものに近いにしましては全国的に検討されまして、ひとつ中央から数を限られるような処置でもなつて善処されたいといふことを要望しておきたいと思つております。

以上をもつて賛成いたします。

○小島委員長 以上をもつて討論は終了いたしました。

これより、と畜場法案の採決に入ります。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○小島委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたされました。

なお本案に関する委員会の報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願ひたいと思つて存じます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○小島委員長 御異議なしと認め、その通りにいたします。

○岡(夏)委員 議事進行について委員長に特別に御願ひをいたしたいと思つて、ただいま提案になつております厚生年金保険法あるいは健康保険法、船員保険法等の一部改正、この問題をわれ／＼が討論し、また検討するにあたりましては、でき得べくんばこれを一括上程していただいて、お互いに社会保障の実現という立場に立つて、責任ある政府の所見を伺ひ、さらにそのあとでは各法案を別途に検討、審議をするというふうな運びたいと思つております。従来厚生委員会には

ともすれば大臣の出席はきわめてまれであり、また関係關係に至つてはほとんど出席してくれない。しかしながら今日わが国の前途も、また国民の生活もまことに予断を許さないような事態にありますので、われわれは社会保障制度実現という展望と構想の上に立つて、まず三案を一括上程をし、そうして厚生大臣は必ず出席をする、また必要とある場合には関係關係も必ずその出席を求め、しかる後に三案を別途に検討、審議をする、こういうふうな議事をお進めいただくようお願いいたします。

○小島委員長 岡君にお答えいたします。三案は一括をして本日上程いたしております。なお関係關係につきましては委員長から出席をするように十分申しておきます。

本日はこれをもつて散会いたします。次会は明二十四日午前十時より開会いたします。

午前十一時七分散会

〔参照〕  
と音場法案（内閣提出）に関する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕